

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成27年9月10日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	赤澤厚君	副委員長	池神哲子君
	清水正二君		米山昇君
	山本英俊君		藤原正夫君

欠席委員（なし）

傍聴議員（7名）

議長	有泉庸一郎君		五味武彦君
	斉藤芳夫君		山本今朝雄君
	長谷部集君		三浦進吾君
	保坂芳子君		

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	飯室崇君	建設課長	岩下和也君
建設総務係長	高橋努君	建設管理係長	高須秀樹君
建設土木係長	興石文明君	建築開発指導係長	二宮千栄君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	武川訓	書記	山岡広司
書記	有野恵里		

審査内容

1 条例等審査

議案第57号 市道路線認定の件

議案第50号 甲斐市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定の件

2 その他

開会 午前 9時29分

○委員長（赤澤 厚君） おはようございます。

早朝よりご苦労さまでございます。

きのう台風18号の被害の心配もしていたところでございます。若干雨で、何かちょっと今部長に聞いたら、清川のほうで若干土砂崩れ、そんな大きなあれじゃないようですけども、あったということで今現地へ担当が行っているようです。幸いにしてそのぐらいで済んだということで。きょうのニュースの中で静岡、浜松なんかでもう床上、床下、栃木県の鬼怒川で氾濫したというニュースも入ってまして、本当に県外では大きな被害が出ているようでございます。幸いにしてうちのところではそんなに大きな被害がなくてよかったなと思っ

ているところですよ。きょうの委員会は初日に付託されました案件を皆さん方に慎重審議をしていただきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。ご苦労さまです。

ただいまの出席委員は6名でございます。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（赤澤 厚君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案審査を行います。審査については、一問一答方式で簡略な質問をされ、当局の答弁もわかりやすく説明していただきますことをお願い申し上げます。

なお、本日は委員会条例第19条第1項の規定により、委員外議員の傍聴を許可しておりますので、ご承知おきください。審査については、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思ひます。なお、傍聴議員の質疑につきましてはさきに申したとおり、会派の割り当て人数により行ひますので、質疑は1問とし、再質問は1回までといたします。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付しました審査日程（予定）により審査を行いたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例等の審査を行います。

議案第57号 市道路線認定の件を議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

岩下建設課長。

○建設課長（岩下和也君） おはようございます。大変お疲れさまです。

それでは、建設課から市道路線認定についてご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議案第57号 市道路線認定につきましては、道路法第8条の規定により本定例市議会において議決をお願いするものでございます。

議案集27ページ、議会資料38ページになります。

議案集27ページで説明をさせていただきます。

今回認定をお願いする路線につきましては、路線番号1535、東河原宅造2号線、路線番号1536東側宅造3号線の2路線についてお願いをいたします。

この2路線につきましては、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路認定でございます。詳細につきましては、現地で担当から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、現地確認をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

質疑については、現地踏査の後、委員会室に戻ってから行いたいと思います。

ここで現地踏査に係る委員派遣についてお諮りをいたします。

お手元に配付した派遣計画書（案）によります派遣にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、現地に向かうため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前10時40分

○委員長（赤澤 厚君） それでは、会議を再開いたします。

現地踏査、ご苦労さまでございました。

それでは、これより審査に入ります。

それからちょっと報告ですけれども、先ほどの僕の話の中でやったんですけれども、これ細かい調整についてはその他のところで建設課の岩下課長のほうからあるんですけれども、基本的には個人の敷地内のことのようなので、また追って詳細についてはまた報告をその他しますのでよろしくをお願いします。

それでは、審査に入ります。

先ほどの現地踏査を踏まえ、議案第57号について委員の質疑を受けたいと思いますけれども、質疑ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ご苦労さまです。

ちょっと感じたことというか、あれなんですけれども、今年度になりまして何度か道路認定は行っているんですけれども、きょうを踏まえながら。その中でやはり道路認定ということで、一応前回のところも大分道路の行くところ行くところで業者によってでしょうけれども、舗装のぐあいはかなりいいところも悪いところもあるということを感じました。きょうのところは大分よかったですけれども、そうはいつでも始めるところといったところにちょっと隅のところにへこんだ、きのうの雨のせいでしょうか、ちょっと見た目が悪いということを知ったので、そういう点をこれはもう市道になるわけですから、認定されればもう市道のあれですので、そういうところはちょっと手厳しく指摘をしてほしいということです。そういうわけですけれども、できたら答弁をいただければありがたい。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 今委員さんのほうから言われたとおりだと私たちも思っております。今後につきましては、そういうチェックをさらにした中で道路、水道等の受け取りをし

たいと感じております。よろしく願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 藤原委員と同じような感覚なんですけれども、道路認定の中で水路の既設との合流地点がいろいろその自治会によってそういったふうな苦情が来ると思うんですけれども、要するに鋭角に入っていると、ごみが詰まりやすい。しかも、集中豪雨とかそういった中になるとやっぱり流れの方向である程度角度を持たしてあげないと、水を支流から本流に入るときにやっぱり引き込む形になったほうが一般的には大雨のときに吸収しやすいというふうに思うんですけれども。

きょうのところは、最初に行ったところか、がやはり開発のところから、支流から本流に入るところが管理地があっただけで鋭角になっていたんですね。そういったところ、やっぱり少し指導しておいてもらったほうが、後々その管理を今度は市でもらったときになると、ごみをとりに行くとかそういったことの管理を市のほうでやらなきゃいけないので、非常に難しい問題だとは思いますが、できればそういったものを指導要綱の中に入れるとか、その辺の検討をお願いしたいと思うんですが。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 開発に伴い事前協議等がございます。その中で図面等を担当によりましてよくチェックした中でそういうケースがないように、またその中で指導をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。ございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） すみません、今資料を見させていただいて、きょうのところはまだ大変あいているところもございますけれども、ハウスメーカーがいろいろ入った中で、業者はいろんな業者が入ります。例えば、私が認定して、最終的に全区画が建った後、そのころ大変道路が傷むとか、あるいは業者によっては意外と無頓着で工事をするところがあるわけですね。だから、そう思うときにはやっぱり分譲業者とかそういうところには強くいろんな業者が出入りする中で、道路管理には細心の注意を払ってやっていただきたいというようなこ

とで、もちろん今でもやっておると思いますが、お願いしたいというふうに思います。大変6メートル道路は利用しやすいというふうに思いますから、これからもあろうかと思えますけれども、よろしく申し上げます。

○委員長（赤澤 厚君） 要望でいいですか。

○議員（三浦進吾君） はい。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

それでは、これより議案第57号 市道路線認定の件について討論、採決を行います。本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任を願います。

これで、議案第57号を終わります。

次に、議案第50号 甲斐市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定の件を議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 引き続きよろしく願いいたします。

議案集3ページをお願いします。

議案第50号 甲斐市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

今回の条例の制定につきましては、7ページに提案理由がございます。無作為に行われる土砂の投棄や埋め立て等に対し規制をかけるとともに、土砂の崩壊等の災害防止及び生活環境の保全を図るため、必要な事項を定めるものでございます。

この条例につきましては、制定に向け平成25年度から着手したところでございますが、条例の中に罰則規定を定めていることから、警察庁との協議が必要であり、今回協議が終了いたしましたので、議案として提出させていただくものであります。

主な内容につきましては、山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例では、届け出が必要な事業区域の面積を3,000平米以上としておりますので、市では適用範囲を500平米以上3,000平米未満の土地の埋め立て、盛り土及び切り土の行為について規制を行います。また、500平米以下であっても事業該当区域と一団の土地として認められる区域において、1年以内に同一事業主等により事業が施行され、または施行中の場合で、その面積の合計が適用範囲になった場合、また事業施行前の地盤高と施行後の地盤高の差が3メートル以上となる事業についても適用の範囲とさせていただいております。

また、罰則につきましては、許可もしくは変更の許可を受けずに事業を行った場合など、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、また規制の中で義務違反を行った場合、5万円以下の罰金となっております。

それでは、条文のご説明をいたします。

議案集3ページをお願いします。

第1条につきましては、この条例の目的を定めるものでございます。

第2条につきましては、定義となっており、本条例の中で使用する用語の意義でございます。

第3条及び第4条につきましては、市及び事業主等の責務を示しており、第1条の目的を達成するよう市及び事業主が行うべき必要な施策を実施することを明記しております。

議案集4ページをお願いします。

第5条につきましては、適用範囲を示しており、先ほど主な内容で説明したとおり、事業面積が500平米以上3,000平米未満の事業が適用になります。しかし、500平米以下であっても一団の土地において1年以内に同一事業主等において事業が施行され、また施行中の場合はその面積の合計が500平米以上3,000平米未満となる工事についても適用といたします。また、事業施行前の地盤高と施行後の地盤高の差が3メートル以上となる事業についても適用になることを定めさせていただいております。

第6条につきましては、適用除外を示しており、国、地方公共団体等が行う事業など適用除外になるということを定めております。

第7条につきましては、事業の許可に向けての市長への申請、第8条については、申請に

対しての許可基準、第9条は申請に対しての許可、不許可の処分、第10条は許可後の事業変更等の申請。

議案集5ページをお願いします。

第11条は許可の権利の譲渡の禁止、第12条は、許可の地域の承継、第13条は事業開始のときの届け出、第14条は事業施行時の施行基準の遵守、第15条は事業施行中の標識の設置義務について定めております。

第16条につきましては、市長の許可した事業が許可の条件もしくは施行基準に違反しているとき、必要な改善勧告を行える旨の明記をさせていただいております。

第17条は、改善勧告に対しその勧告に従わなかった場合、期限を決めた中で必要な改善を命ずることができる旨の明記をさせていただいております。

第18条は、事業主が偽り、その他不正の手段で許可を受けた場合及び改善命令に従わなかった場合、許可の取り消しができる旨の明記です。

第19条は、事業主が無許可で事業を施行した場合及び事業変更の許可を受けずに事業を施行した場合に、事業の停止を命ずることができる旨の明記になっております。

議案集6ページをお願いします。

第20条につきましては、市長が事業の許可の取り消し、または事業の停止を命じたときに、期間を決めて原状回復などの必要な措置を命ずることができる旨の明記です。

第21条は、事業主が許可を受けた事業を中止、廃止または完了したとき、10日以内に市長への届け出が必要な旨の明記です。

第22条につきましては、市長がこの条例施行に必要な限度において事業主に対し事業施行状況と必要な事項を聴取できる旨の明記になっております。また、事業主は市長からの聴取に対し10日以内に報告しなければならない旨の明記です。

第23条は、この条例の施行に必要な限度において職員に事業主の事務所などに立ち入りを行い、帳簿や書類等进行检查させ、関係者に質問させることができる旨、そのときに職員は身分証明書の携帯や提示が必要な旨、また職員が行う立ち入り検査の権限は犯罪捜査のために限られたものではない旨の明記をさせていただいております。

第24条は、許可の取り消し、停止命令、原状回復などの処分を行う場合、あらかじめ期日、場所及び業務の内容について通知し、聴聞を行うことができる旨の明記、また緊急かつやむを得ない場合、事業主が聴聞に応じない場合は、聴聞を行わず該当処分を行うことができる旨の明記。聴聞を行うとき、事案についての証拠を示し、意見を述べる機会を与えな

ればならない旨の明記をさせていただいております。

第25条は、改善命令または原状回復の命令に従わない者については、事業を公表できる旨の明記をさせていただいております。

第26条につきましては、規制への委任事項であります。

議案集7ページをお願いします。

第27条につきましては、罰則を定めており、市長の許可を受けずに事業を行った者、許可の変更を受けずに事業を行った者、改善命令及び原状回復の命令に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金。また、標識の設置、中止等の届け出をせず、また虚偽の届け出をした者、報告の徴収に応じず、また虚偽の報告をした者、立ち入り検査を拒み、妨げ、忌避した者については、5万円以下の罰金に処する旨の明記をさせていただいております。

第28条、両罰規定につきましては、この事業における事業主と個人、法人を問わず全ての違反者に対し罰則を与える旨の明記です。

附則になります。附則、施行期日につきましては、新規の条例であり、罰則規定があることから公布の日から少し間をあげさせていただき、その間に広報紙、市のホームページ等で周知を行いという考え、平成28年1月1日からの施行といたしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、経過措置につきましては、施行日、平成28年1月1日において既に事業を施行している者、また平成27年度末、平成28年3月31日までは、市長の許可を受けずに引き続き事業が施行でき、また平成28年3月31日までに許可申請をしたものにおいては、申請の許可または不許可が決定し、第9条の通知があるまでは事業が施行できる旨の明記をさせていただいております。

最後になりますが、平成27年度末、平成28年3月31日までは市長の許可を受けずに引き続き事業が施行できるが、許可申請以外の事業主の責務及び罰則等は条例に基づき適用される旨を明記させていただきます。

以上、条例の内容でございます。

引き続きまして、甲斐市土砂等による土地埋立て等の規制に関する条例施行規則（案）について説明をさせていただきます。

定例会市議会資料1ページをお願いします。

規則第1条及び第2条につきましては、この規則の趣旨及び規則で使用している用語の定

義でございます。規則第3条につきましては、この条例の適用除外に関する条例第6条第1項で定める公共団体と条例第6条第3項に規定する規則で定める事業の内容であります。規則第4条及び第5条につきましては、許可申請、変更の許可の申請に伴う書類及び図面等の提出、市長等の協議や土地周辺関係者への理解を得るための事前公開の開催及び周知を明記させていただいております。

市議会資料2ページをお願いいたします。

規則第6条につきましては、事業許可申請書類の提出時書類の規定になっております。

市議会資料3ページになります。

規則第7条から規則第11条につきましては、事務の方法及び各申請に伴う様式を定めております。

規則第12条につきましては、条例第14条で規定する施行基準を定めており、市議会資料5ページから8ページになります。内容的には一般事項、技術事項、その他の事項の3つに分けさせていただいて、一般事項では周辺対策、作業時間及び交通対策等を定めさせていただいております。技術事項では、埋め立て、盛り土工、切り土工を定めさせていただいております。その他の事項では、この施行基準のほか必要に応じて関係法令に準用する旨のことを定めさせていただいております。

市議会資料3ページをお願いいたします。

規則第13条から規則第23条につきましても、事務の方法及び各申請に伴う様式を定めさせていただいております。

市議会資料4ページになります。

規則第24条につきましては、市長への委任事項であります。

以上、規則の概要について説明をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

議案第50号 甲斐市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定の件について委員の質疑を受けたいと思います。質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） こうした条例が制定されて、不法なといいますか投棄ですとか埋め立て等がなされて、事故等が起きないようにするのではないかと思いますので、大変いいことだと思いますが、まず、ちょっと二、三点お聞きしますが、500から3,000平米未満が対

象と、この条例の対象ということになるわけですが、今現在とか過去、過去ってそんなに古くなくていいんですけれども、こういう対象となった事業というのはあったのかどうか、今のくらいあるのか、まずそれをちょっとわかりましたらお聞かせ願います。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） ちょっと面積的にははっきりしないところがございますが、甲斐市においては平成22年ごろから駒沢地区、あと菖蒲沢地区、あと竜王地区においては竜王北小学校の南側の土地においてこのような埋め立てが行われた事実がございます。ただ、ちょっと面積的というか面積がどのくらいだったかはちょっとわからないんですが、今までのケースとしてはその3カ所があります。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 3回ほど甲斐市になってからそういう該当すると思われる事業があったということですが、これは仕上がって、事業が継続している、終わっているんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 先ほど言いました3地区の事業については、もう今現在現場のほうは動いておりません。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 次に、こういう条例をつくって、規制をするということは大変結構なことだと思いますけれども、参考までに今になってしまったというか、甲斐市で初めてつくりますが、他の市なんかはいかがでしょうかね、13市のうちでどんな状況か。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 山梨県においては条例があるということですが、説明させていただきました。あと、県内の市町村においては、韮崎市、北杜市、笛吹市など9市町村でこのような条例を制定しております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） あとその9市町村も大体同じような面積ですか、対象というのは500以上の3,000未満と。県が3,000以上ですから、それ以下という500以上という。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 県内の市町村において、先ほど9市町村ということでお話しさせていただきました。9市町村のうち500平米以上3,000平米未満に対しての規制をかけているところが7市町村ございます。そして、その他あとの2市町は1,000平米以上3,000平米

未満ということで設定がされております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） もう一点お尋ねいたしますけれども、これは特に珍しいというか罰則がついていると、1年以下の懲役または50万円以下の罰金というような条例とすれば非常に厳しい、通常の過料というのが多いわけですが、そのために警察庁とも協議も必要だったということがございますけれども、ちなみに条例で規定できる最高の懲役とか罰金刑の額というのは、この1年以下と50万というのはどういう根拠からこの額にしたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 先ほど山梨県の話をしていただきまして、山梨県のほうの罰則については、2年以下の懲役または100万円以下の罰金になっております。そして、県内の市町村の状況を説明させていただきますと、6市町村、6つの市町村が1年以下の懲役または50万円以下ということで甲斐市と同じような状況になっております。そして、あと1つの村が50万円以下の罰金。そして、条例のほうはあるんですが、2つの市が罰則規定を設けておらない、そのような状況になっていました。

あと、金額の上限とかそういうのはちょっと申しわけございません、わかりませんが、このような状況でございます。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

山本委員。

○委員（山本英俊君） この埋め立ての規制に関することですが、この届け出があった場合、今度細かくやるわけですから届けてくるわけですが、今度はその届け出があった場合、どの程度市の職員たちが行って、1週間に一遍とか1カ月に何回とかそういうふうな見回りとかそういう形のものはどんなふうになるのか、その辺がわかったらちょっと教えてください。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 今回、このような条例を制定させていただいて、市長に申請がございます。そして、その申請書類に基づいて中身のチェックをさせていただく。そして、いざ現場が動き出したら、どのような形になるかわかりませんが、定期的にはチェックをしなきゃいけないかなというふうには考えております。まだ、今のところはまだ条例の制定ということで、具体的に事務の進め方についてははっきりしない部分がございます。

○委員長（赤澤 厚君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） 今から始まることなんですけれども、それでも不法投棄というかそういう形で土砂と一緒に見えないものが捨てられないようにまた気をつけてチェックのほうをお願いいたします。これは要望で結構ですから。

○委員長（赤澤 厚君） 要望ですか。

○委員（山本英俊君） はい。

○委員長（赤澤 厚君） 清水委員。

○委員（清水正二君） すみません、ちょっと条例とその規則の中でちょっとお聞きしたいんですけれども、条例のほうの適用範囲があって、規則のほうで適用範囲のほうであれば、500メートル以上3,000メートル未満となる事業とかってあるんですけれども、適用範囲ね。適用除外のところ、今度は規則のところ、第3条の2の2でもって、農地への客土で事業区域面積が1,000平方メートル未満であって、事業施行前の標準高と事業施行後の地盤高が1メートルってあるんですけれども、その適用範囲が500から3,000で3メートルという適用範囲になっていて、除外が1,000メートル未満ということと高さが1メートル、農地の場合でね。その500メートル、3,000メートルが適用範囲なのに、農地の場合には1メートルというそのところがちょっとよく理解できないんですけれども。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） この規則の第3条第2号でいっている内容につきましては、農地事務の処理の関係で農地構造については、構造面積が1,000平米以上の切り土とか盛り土、それで高さが1メートル以上のものについては、許可申請を指導しなければならない。だから、農地法ということです。農地法の中で縛りがありまして、今回の土砂条例以前に農地法としての許可が必要となるので、今回の適用除外の部分へこれは入れさせていただいております。だから、農地法のほうが優先されるということでご理解をお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 2の3のウの宅地造成の基本法の中にあるのもこれも同様なあれですか、適用ということですか。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） これにつきましては宅地造成等の規則法というのがありまして、その中で4つほどあるんですが、切り土で高さが2メートルを超える崖を生ずる工事とか、盛り土で高さが1メートルを超える崖を生ずる工事とか、切り土と盛り土を同時に行うとき、

盛り土については1メートル以下で、切り土と合わせての高さが2メートルを超える崖を生じる工事とか、あと切り土、盛り土で生じる崖の高さに関係なく宅地造成面積が500平米を超える工事とかにつきましては、申請が必要となっています。だから、今回の先ほどの農地法と同じように、土砂条例以外に許可が必要となりますので、これも適用除外をしております。

○委員長（赤澤 厚君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 宅地造成の中では、500平方メートル以上とこっちの規則のほうでは1,000メートル未満ということだから、宅地法でその500メートル以上のものは届けなきゃならないけれども、例えば1,000メートル未満だからそれ以下のものであっても今度はこの規則であればその適用になるということなんですか、500平米未満であっても。

○委員長（赤澤 厚君） ちょっと暫時休憩。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時17分

○委員長（赤澤 厚君） それでは、会議を再開いたします。

再度、清水委員、質疑をお願いいたします。

とりあえずもう一回、できるだけわかりやすく。

○委員（清水正二君） 先ほどお聞きしました宅地造成等規制法の中で500平米以上のものは、その土砂の埋め立てということで規制範囲に適用範囲に入るということで、この除外の中で1,000平方メートル未満で施行前の地盤高と事業施行後の地盤高が2メートル未満であるというその適用の500メートル以上のものはしなきゃならんという、届け出をしなきゃならんものだけれども、この除外の中でいくと1,000平方メートル以下のものはしなくていいというのなので、そここのところが。適用されたものの中では適用されるんだけど、こっちの規則の中では除外されるっていうその説明をちょっとお願いしたい。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 大変申しわけございません。

宅地造成等規則法の中、それのほうが法律では上位法になりますので、宅地造成規制法の中で500平米を超える場合は届け出が必要ですよということになりますので、うちで今回制

定する土砂等による埋め立てについては必要ないと。それで、1,000平米を欠けている部分においても、この宅地造成法のほうで届け出をしますので、1,000平米未満の場合は市に対しては申請をしなくていいですよということで定めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） わかりました。

それで、例えば今度は申請をする、あれをする場合には、事前審査、申請許可の申請をするんですけども、ここにありますように計画書から土地の証明書からずっとあるんですけども、この内容というのは県の指導か何かじゃなくて市の独自のあれですかね、市独自で考えたものか、それとも県からの指導があるか、そこだけちょっとお願いします。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 今回お願いしている条例につきましては、3,000平米以上の場合は県が扱う条例になりまして、それに準じた中で行っておりますので、特に甲斐市としてという部分はございません。

ただ1つ言えることは、申請を行う場合において添付書類の中で、隣接者の同意書はとらなきゃいけないということで、県にはないんですが甲斐市の場合はそれは特別とるようにしてあります。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

それでは、傍聴議員の質疑を許します。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 条例は大変いいことなんですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、これ今回は18号が影響少ないという、被害の出たところはございますけれども、少なかつたわけでございます。そんな中で、既存、もうやっちゃったところがございますよね。それに対してのは、ちょっと何かわからんところもありますけれども、もしその辺について情報があれば教えていただきたいなと思いますけれども、ございますか。

○委員長（赤澤 厚君） ちょっと三浦議員、そのやっちゃった、その台風の処理をどうするかということですか。それじゃなくて、参加者があるというものに対して今後どういう対応を

するということですか。そういうつもりですか。

○議員（三浦進吾君） それも含めてだけれども、それに対しての規制はかからない、そういうことでいいですか。ちょっとお答えをお願いしたいと。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 先ほど附則の中でも説明をさせていただいたんですが、現にもう着手して、終了しているものについては、この条例の規定の中では当てはまりません。

ただし、今後また一団の土地において事業が行われる場合につきましては、適用範囲になりますので、ただ、そうすると面積や何かの関係があるので、県のほうにいくのか、市に申請をするのかは別としても、一団の土地の中で事業が行われる場合においては、適用になる場合もございます。

○委員長（赤澤 厚君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 先ほど課長の中でもお話が出た中で菖蒲沢ということで出たんですけども、ダイア開発ですか、ダイア建設ですか、あの会社が埋め土をやっちゃって、東川という河川に盛ってあるわけでございますよね。河川に隣接しておるわけで、もし崩落したらどうなるかということも想像できるわけでございますけれども、その辺の指導とかどんなふうになって、またその事業者が市に対してどのような回答を得ているのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 菖蒲沢の関係につきましては、また最近動きがありまして、地元説明会等が行われている話は聞いております。その現場につきましては、昨年ちょうど4月、5月ごろからこの関係というのは発生しておりまして、私たちとしては地権者に対して是正勧告をお願いし、地権者としてもそれはわかっていたらいいんですが、なかなかそれを行っている業者に対してなかなかその地権者も話がうまくできないようでして、ただ聞くところによりますと、今度その場所に開発といいますか、太陽光のほうを考えているマエダ建設でしたっけ、マエダ建設というところが東川の是正指導もあわせた中で直すというふうなことは言っているというところは聞いております。ただ、まだ現実には現場のほうは動いておりませんので、その確認はできておりません。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

それでは、これより議案第50号 甲斐市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任を願います。

これで議案第50号を終了いたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。委員におかれましては慎重審議、大変お疲れさまでございました。条例等の審査は、以上で終了といたします。

それでは、その他に入ります。

先ほどちょっと話ししたわけですけれども、ちょっと亀沢地区下福沢の土砂災害ということで、この敷地内の土砂が崩れたということで、特別市には関係なかったんですけれども、ちょっと報告した関係がありますので、一応皆さん方には今お手元に配付したとおりでございますので、一応承知だけしておいていただきたいと思います。市に関係ありませんから、説明は省かせていただきます。

それでは、日程第2のその他に入らせていただきます。

前回、委員会で議題となりました各種団体との意見交換会については、委員長と事務局に一任をいただきましたので、今年度については農山村の再生と地域の社会への貢献、また日本の農耕文化と古きよき時代の象徴を後世に伝授していくための活動をしているですね、ちょっと長いんですけれどもNPO法人敷島棚田等農耕文化保存協会ということで亀沢地区の棚田をしているNPO法人がごございます。そこの意見交換会を開催したいと思います。保存協会のほうには、一応連絡をとって承諾をいただいております。その辺で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議がないようですので、それではそのように決定をさせていただきます。

あと、日程については決定次第ファクス等によりお知らせをいたします。

それ以外にその他といたしまして委員より何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 事務局、何かありますか、ないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時28分